

令和8年度第1回三春町農業委員会議事録

- 1 令和8年4月15日（水）午後3時30分より三春町役場2階大会議室において令和8年度第1回三春町農業委員会を開催した。

- 2 出席委員 13名

1番 大津早苗	2番 佐藤一八	3番 増子義男
4番 橋本文夫	5番 八木沼孫一	6番 武内徹
7番 新田俊男	8番 門馬稔治	9番 大内昌子
10番 佐久間稔	11番 渡辺良一	12番 渡邊重吉
13番 影山忠夫		

- 3 欠席委員
なし

- 4 推進委員 12名

1番 山口裕一	2番 遠藤毅	3番 佐久間喜栄
4番 佐久間正光	5番 佐藤義朗	6番 大内忠一
7番 内藤保次	8番 増子智	10番 本田俊和
11番 本田儀勇	12番 新田善一	13番 渡邊源一

- 5 事務局からの出席者 3名
事務局長：渡辺 淳
事務局次長：近内信二
事務局主査：岩崎 友也

- 6 審議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	三春町農用地利用集積計画について
議案第4号	令和8年度最適化活動計画の目標の設定について

- 7 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。

- 8 議長指名により議事録署名人を選任した。

1番 大津早苗 委員	2番 佐藤一八 委員
------------	------------

9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。

会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について

議長： 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

まずはじめにNo. 1 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、鷹巣公民館から南西へ 4 0 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした 1 2 番渡邊委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 1 2 番 渡 邊 重 吉 委員、現地調査報告

4 月 7 日午後 4 時 0 0 分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、現在作付けされている様子はありませんでした。しかし、今後は適正に管理することから許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いてNo. 2 について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は沢石 5 区集会所から南へ 1 3 0 0 m のところです。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした 1 0 番佐久間委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 10番 佐久間 稔 委員、現地調査報告

4月8日午前10時から、事務局と私で現地調査し、申請書を確認しました。

申請地は、今年の作付準備が始まっており、適正に管理されていることから許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いてNo.3とNo.4は関連がありますので、併せて事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、所有権を移転しようとするものです。
場所は沢石5区集会所から南へ1100mのところでは。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした10番佐久間委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 10番 佐久間 稔 委員、現地調査報告

4月8日午前10時10分から、事務局と私で現地調査し、申請書を確認しました。

申請地No.3とNo.4は現在も適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

はじめにNo.1について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。
場所は(株)互省製作所さくら工場から西へ300mのところ
です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした2番佐藤委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 2番 佐藤一八 委員、現地調査報告

4月7日午前9時00分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地については、西側がため池、東側を原野、北側を公衆用道路、南側を畑に囲まれています。

周辺に営農している様子はなく、他農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われま

す。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

続いて、No.2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。
場所は(有)鈴和電機工事店から北東へ50mのところ

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした1番大津委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 1番 大津早苗 委員、現地調査報告

4月7日午後1時30分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地の東側及び北側は現在耕作しておらず、また、西側と南側は公衆用道路となっており、周辺農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われま

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

続いて、No.3について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。
場所は旧三春工業株式会社から北へ250mのところ

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした1番大津委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 1番 大津早苗 委員、現地調査報告

4月7日午後2時00分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地の西側及び北側は原野、南側は太陽光発電設備、東側は田となっておりますが、日照等を遮るものではなく、農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われま

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いて、No.4 について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。
場所は七草木集会所から北西へ200mのところ です。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした1番大津委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 1番 大津早苗 委員、現地調査報告

4月7日午後1時50分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地の南側は太陽光発電設備となっており、また、その他周辺の農地は現在耕作しておらず、農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われ ます。

以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第3号

三春町農用地利用集積計画について

議 長： 「議案第3号 三春町農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、町長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき諮問があつたので審議するものです。
場所は、鷹巣公民館から南西へ250mのところ です。

事務局： (議案説明)

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、異議なしとすることに、ご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議案第 4 号 令和 8 年度最適化活動計画の目標の設定について

議長： 「議案第 4 号 令和 8 年度最適化活動計画の目標の設定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： (議案書に沿って概要説明)

議長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議長： 質問、意見等ないので、採決いたします。
この案件について、異議なしとすることに、ご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議長： 本日の審議案件は以上でありますので、第 1 回三春町農業委員会を終了いたします。

10 令和8年度第1回三春町農業委員会を午後4時20分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議長 新山 忠夫

1番委員 大津 早苗

2番委員 佐藤 一八